

令和2年第10回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和2年8月28日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和2年9月11日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和2年9月17日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出	
会議録署名議員	2	工藤求		3	上村浩司	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘	教育長	相模貞一		
	副村長 総務課長事務取扱	早野円	教育次長	佐々木修		
	政策推進課長	佐藤智佳	教育委員会事務局 主任主査	工藤真樹		
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	工藤光幸				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡	総務課主任主査	菊地正次		
	総務課主幹	大森泉	政策推進課 主任主査	佐々木賢司		
	地域整備課主幹	早野和彦	政策推進課 主任主査	角館尚		
			生活環境課 主任主査	横山順一		
			生活環境課 主任主査	大澤健		
		健康福祉課 主任主査	佐々木和也			
		地域整備課主査	工藤光昭			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年第10回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年9月14日（月曜日） 午前10時00分開議

開議

- 日程第1 報告第1号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 日程第2 報告第2号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 日程第3 報告第3号 令和元年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））
- 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第7号））
- 日程第6 議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第4号 村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第5号 村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第6号 村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第7号 村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第8号 村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第9号 田野畑村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第11号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第12号 田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第18 議案第13号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議案第14号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第15号 令和2年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、報告第1号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について。

報告第1号の車両損傷事故に係る損害賠償事件について説明いたします。

令和2年1月8日、午後2時35分頃、村道鉄山線において路肩に雪が堆積し、路面一帯が水たまり状況となっていたため、処理しようと公用車を停車したが、水たまりに停車したことから、公用車を後退させる際、後方確認の不注意により、後方に駐車していた株式会社サカモトが所有する車両への認識が遅れ、当該車両に接触、破損させたものでございます。相手方との協議が調い、令和2年8月13日に示談を取り交わしたものでございます。

示談の内容は、事故の責任割合、村が100%であり、相手方の損害額29万626円が損害賠償金額となったものでございます。

以上のとおり報告といたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 車両事故は1月に発生していて、事前の説明で、結局この冬の時期は車両を使うから、ちょっとすぐ修理はということで示談が長引いたというふうなことなのですけれども、1月に発生して、示談が成立したのが8月というふうなことになると、その期間、間があるのですけれども、その期間車両は使っていたわけなのですけれども、こういう場合に村が100%とい

うことですけれども、賠償額とか損害とかに関する金額等々には特に影響は及ぼさないものなの
でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

特に損害賠償額に影響はございません。車両が損傷しまして、レンタカーの代替車、そういったものを使用した場合には当然日数に応じて金額が発生しますけれども、今回のケースはそのまま使用したということで、特に金額に影響はございません。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 では、この損害賠償額というのは、事故が起きて、これから車両は使うということで了解したわけですけれども、損害賠償額というのは大体このぐらいになるのだというのはその時点では大体出ている金額というふうにご了解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 損害賠償額についてですけれども、額につきましては、あくまでも工場に出して見積りを出していただきまして、保険会社等と協議をしまして出した額でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この事故の報告等は議会等にはいつなされたものなのか、あるいは公用車を運転していた運転者についてのもちろん過失は全てなわけですが、このことについての特に処分的なものはどのように対処しているのかをお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時07分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

この車両損傷事故につきましては、6月の定例議会のほうで事前に説明させていただいております。事故を起こした職員に対しましては、口頭注意をとということでしております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 総じて今までこれを含めて3件ほど事故報告はほとんど1件はあれだけでも、村の公用車的な、あるいはバスとかが悪いような状況が著しく目立っているような気がするが、これについてのどのようなことだか、いわゆる指導的な、あるいは注意をどのように促し

ていくか、そういったあれはないのか。ただ事故があって、それを処理をしているという、円満な処理をしているというだけなのか。やっぱり何かそれなりの措置というか、講ずるべきだと思うので、その点についてどうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 事故が起きた場合には、メールで全職員にこういう事故がありましたということと注意の喚起を促しておりますし、課長会議等でもその課長に報告して、その職員に対して注意するように指導するよう指示はしております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 その結果はそのとおりの状況になりつつあるのか、それが頻繁、ある意味では車両も車両だが、結構多いほうの部類に入るのではないかなと思うのですが、他の市町村もこんなところなのか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 他の市町村のことはちょっと分かりませんが、正確にと言われましても、とにかく場合によっては安全講習会などを行っていけば、こういうことが続けばしなければならず、そういうことも考慮したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それと事故の報告というか、議会への報告が非常に遅いのです。何回も議会が、その間に現に議会を含めてあっても、それでやっぱりこういうことは報告はしたくないという気持ちも分かるのですが、やっぱりいずれは報告しなければならないわけですから、そのあたり可能な限り早い機会に議会に報告すべきだと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁求めますか。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 すみません、6月定例会でも報告のときにも申し上げましたが、本来であれば事故が起きて最初の議会のときに概要でもご報告申し上げればよかったわけですが、どうしても示談といいますか、示談をした後に、損害額が分かって示談をした後にその担当者は議会に対して報告すべきだといいますか、したほうが良いと思っただけの処理でしたので、今後においては事故が起きたら速やかに最初の議会で報告したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 金額が定めたとか、あるいはいわゆる損害割合が、あるいは事故の状況のあれがどうかこうかということはなしにして、こういう事故があって、今こういう部分についてはまだ明確に打てないとか、はっきりしていないけれども、あったことの報告は少なくともできるはず、その具体的な金額とか、何か隠し事、意図的に隠し事をしているようにしか見られないです。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 すみません、そういう意図はございません。今後最初の議会でご報告申し上げたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。
報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、報告第2号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第2号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について。

報告第2号の車両損傷事故に係る損害賠償事件について説明いたします。

令和2年7月3日、午後3時50分頃、県道岩泉平井賀普代線の上切牛バス停留所から国道45号線方面に約200メートル進んだ付近において、村所有のスクールバスが児童を降車させようと停車したが、停車場所を通り過ぎてしまったため後退させるため、その際、後方確認の不注意により、後方に停車していた滝野霧子様が所有する車両への認識が遅れ、当該車両に接触、破損させたものでございます。相手方との協議が調い、令和2年8月28日に示談書を取り交わしたものでございます。

示談の内容は、事故の責任割合が村100%であり、相手方の損害額42万7,108円が損害賠償金額となるものでございます。

以上のとおり報告といたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この車両保険、対物に入っていると思うのですが、保険で処理されたものですか。

○議長【鈴木隆昭君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 村が入っています保険で処理しております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時15分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 事故の責任割合は、村が100%負担しております。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 村の職員の事故の場合は、先ほど副村長から答弁があったように、こういう事故がありました、気をつけてくださいということで喚起が促されるわけですが、村民バスのほうは委託しておりますので、事故等々発生した場合には、委託先のほうからこういう事故が起きました、こういう原因です、こういうふうに気をつけていきますというふうな文書とか口頭とかで村のほうには説明がなされるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

委託先の事故ということもございますので、まずはその事故の報告、それからおわび等々、文書及び営業所長とも田野畑の役場のほうに出向いていただきまして、口頭での報告も受けております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 バス停のところで通り過ぎたとか、バス停で停車していて、後ろから車が来ないかと思って走ったらぶつかったとかというふうな感じで、バス停付近、当然停車して動きまですから、バス停付近のところの事故が多いわけで気をつけなければならないと思うのですが、バス停の位置とかで問題があるところ、バス停の位置に問題があるのではないかとというふうな感じで村とか委託の業者で検討したこととか考えたようなことはないのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

常日頃バスのほうで運行していただいている部分もありますので、やはり日頃から課題になる点は随時変更、多少の変更、場所の変更等は行っております。また、今回の事故の発生した場所につきましては、児童の都合もございまして、行きと帰りで違うバス停だったという、そのようなことがございます。したがって、運転手さんのその行きと帰りで違うという認識を常に気をつけて、気を配ってやっていかなければならない非常に難しい部分もありますが、まずそこは徹底していただくように村のほうからも指導したところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 事故は起こらないにこしたことはないですが、頻繁に車を運転するということがあれば、全然車を運転しない人よりは事故を起こす確率というのは高くなるかとは思いますが、人を乗せての場合とかというのの事故になると、人身とかということになると保険等々で補うとかお金ではないという問題になってくるとお思いますので、常日頃気をつけてい

るかとは思いますが、さらに連携して徹底をお願いしたいと思います。要望ですので、答弁は要りません。

- 議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。
報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

- 議長【鈴木隆昭君】 日程第3、報告第3号 令和元年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

- 村長【石原 弘君】 報告第3号 令和元年度田野畑村の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを説明いたします。

お手元の説明資料を御覧願いたいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度田野畑村健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して報告するものでございます。

その算定結果につきましては、表に示したとおりでございます。本村におきましては、健全化判断比率、資金不足比率、いずれも国で定めた基準未満となっております。仮にこれらの比率が国の基準以上になりますと、財政健全化計画等の策定が必要になることから、今後とも議会の皆様のご協力をいただきながら、健全な財政運営に努めてまいります。

以上で報告第3号の説明を終わります。

- 議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。
7番、上山明美さん。

- 7番【上山明美君】 いい数字なのだとは思いますが、健全化判断比率の実質公債費比率が28年度8.6、29年度8.2、30年度8.4で、今年8.7ということなのだと思いますけれども、この前年度から0.3%増えたのはどういう要因があるのか説明願います。

- 議長【鈴木隆昭君】 大森総務課主幹。

- 総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

計算式に基づいて算定しているものなのですが、この算式の分母に当たる歳入、普通交付税の減少というのがこの比率の上昇に影響しておりまして、普通交付税が3,000万円くらい減ったことが0.3%上がった主な理由でございます。

- 議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

- 7番【上山明美君】 はい。

- 議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

報告第3号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））について説明いたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございます。自動車損害共済金29万1,000円という内容でございます。次に、歳出でございます。損害賠償金29万1,000円という内容でございます。

令和2年1月8日に松前沢地内で発生した公用車の車両接触事故（令和2年8月13日に事故相手方との示談が成立）に伴う経費について、令和2年8月13日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第6号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野

畑村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第7号））について説明いたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございますが、自動車損害共済金42万8,000円という内容でございます。次に、歳出でございます。損害賠償金42万8,000円という内容でございます。令和2年7月3日に真木沢地内で発生した公用車の車両接触事故（令和2年8月28日に事故相手方との示談が成立）に伴う経費について、令和2年8月28日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第7号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットで34ページ、それから説明資料ですと4から7ページとなっておりますので、御覧願います。村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年3月10日に議会の議決を経た村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

1、工事名。村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事。

2、工事場所。田野畑村田代地内。

3、変更の内容。契約金額ですが、変更前が8,521万8,100円、変更後9,152万6,600円。630万8,500円の増額となっております。

議案第1号資料の4枚中の1枚目の村道沼袋田代線の舗装事業なのですが、全体事業計画図面を御覧願います。今回赤色表示が議案第1号その2工区です。緑色表示のその1工区、青色表示のその3工区は、令和2年7月の臨時議会により議会の議決の承認をいただきまして、令和2年7月末に完了している工区であります。今回の赤色表示のその2工区ですけれども、田代公民館付近を起点としまして、村道茅刈沢線を約180メートル過ぎたところが終点となっております。黒色表示は、既に完成している区間であります。

主な変更の工事概要についてご説明いたします。議案第1号の4枚中2枚目、3枚目は平面図、4枚目は標準断面図となっておりますので、御覧願います。施工延長としまして355メートル、道路幅員は1車線の5メートルを標準としてございます。今回の主な増額の工事内容ですけれども、本線を横断する横断管渠工が3か所ほどあります。この横断管渠工の施工に当たりまして、一般車両の通行を確保しながらの施工となるため、仮設工により覆工板を設置して片側の通行を確保しながらの施工となっております。また、交通安全性向上のために交通誘導員を配置しております。また、流水処理のために水外構が必要となったものでございます。それから、既設舗装版の厚さの確認に伴うアスファルト殻の撤去量の増量となったものでございます。

以上のような工事内容を増嵩としまして、本事業の完成を図るものであります。工期は、令和2年9月末となっております。

4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4。氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でありますが、村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 今課長のほうからの説明がありましたが、9月末をとということで完成予定で工事を進めているのですけれども、あと15日、半分くらい9月が過ぎていきますけれども、天候等々いろいろ条件はあるかとは思いますが、工事のほうの完了に向けての進捗状況は順調でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の完了についての答弁をいたします。

今現在、一部側溝が残っております。このような天候でございますので、不安はございますけれども、一部の側溝と、あとは舗装を施工するのみで、今の舗装の施工は今度の4連休ですか、休みのところに標準を合わせて施工するというので、9月いっぱいの中で完了するというので業者とは打合せしております、予定どおり9月末には完了するという見込みでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今の変更の中身からいくと、本来は作業工程なりなんなりをする段階で、車両の通行止めをしないでやるという前提だから、当然こういった施工は当初設計ではどうか分からないけれども、やっぱりもっともっと早く、というのは現に終わろうとしたときの変更なのです。この種の作業は、ほとんど終わっているか終わりに近い状況だから、本来はもっと早くに変更すべきでなかったのかなと思うのですが、その点は何か特別なあれが理由があったのか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今のように横断管渠が3か所あったということで、それは施工するに当たっては迂回なりなんなりというのはそのとおりのことがあります。それで、これは仮設工においては、指定仮設であればそれは当初から見るのですが、これは請け負った業者とどのような施工方法を取るのかというふうなことで協議をしていきます。それで、それは協議しながら指示書なり、あるいは承諾なり協議なりという、そういう協議事項がございまして、その協議をしながら現場の施工を進めているということでもあります。今言われたとおり、それが現場のほうで金額的にもある程度確定してくるという見込みがあれば、その都度の中に、議会の中で承認いただく、議決をいただくというのも本来の姿である部分はそうなのですが、どうしても現場を施工していく中で、それを現場の中で指示あるいは協議、通知、受理とかというそういう工事打合せの中でそういうふうなことを処理しながら進めていくということで、これは仮設を施工するにおいてはこのようなことで協議しながら進めているというのが実態でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そういう理由もあろうかと思うのですが、我々から見た場合はもう、こういうような施工方法しかないよと、それについては開始も、もちろん漠然とした追加というのは言えないわけですが、往々にして工事が終わろう、この種のあれだけでなく、そういう傾向が多い。ある程度決定あるいはそれで工事が終わる段階を見据えるはずだと思うので、その段階で可能な限りやるべきだと思うのです。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 指定仮設という形があるのであれば、それはちゃんとした指定仮設に基づくというのがあります。これは、請け負った業者の中で施工方法をどのように取っていくのか、場合によっては迂回をして、迂回させて、そこのところは全体的に工事してしまう。今

回は、交通を開放しながら、覆工板をしながら半分半分としながら施工したという、それは協議しながら、あるいは指示しながらということが出てきます。というようなことの中で、ここは非常に難しい仮設のことなので、それを全体の中で、議会の議決の中でそれを早め早めということになれば理想でもありますが、どうしても現場が動いている最中の中でそれを固めるまでに時間かかるしという案件があるので、どうしても最後のほうになってしまうというのが実態でございまして、それはさっき言った指示なり協議なりという、そういうふうなルールもありますので、それに基づいて施工しているという、そういう状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第2号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで35ページ、説明資料ですと8から13ページになってございます。御覧願います。23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年12月11日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名。23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事。

2、工事場所。田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容。契約金額ですが、変更前2億7,540万円、変更後3億509万3,400円。2,969万3,400円の増額となっております。

議案第2号資料の6枚中の1枚目の図面を御覧願います。県の防潮堤も含め、村全体の水門の位置となっております。北側のほうから平井賀水門、島越水門、島の沢水門、そして中央に防災センターというようなそれぞれの位置関係となっております。

次に、6枚中2枚目の図面を御覧ください。全体の概要についてご説明いたします。平井賀防潮堤災害復旧の遠隔操作装置設備工事の主な工事の概要なのですが、防潮堤施設内に北側に道路陸閘1、中央に水門機械室、南側に道路陸閘2の主要な施設がございます。平井賀防潮堤は、光ケーブルを通じまして田野畑村中央防災センター内につながっております。そして、遠隔操作室にて管理されております。無線のバックアップとして、普代境にある七つ森に無線中継局があります。今回、赤色区間が平井賀水門から単体の光ケーブルの設置区間となります。また、青色区間は岩泉土木センターの島の沢水門、宮古水産部の島越水門、村の平井賀水門の3者の共用の光ケーブルとなっております。既に設置済みとなっているものであります。

次に、資料6枚中の3枚目の図面を御覧ください。詳細図面として赤枠で囲っている部分、赤色部分が遠隔操作装置設置工事の施工範囲であります。左側から道路陸閘1、開閉装置、真ん中に水門機械室、右側に道路陸閘2の開閉装置となっております。

次に、資料の6枚中4枚目のほうを御覧ください。4枚目、5枚目の図面を御覧ください。今回の主な増額の理由でございます。北側の道路陸閘の1の遮断機、表示板、回転灯等の計画は、海側、陸側に2基設置する予定としておりましたが、海側の1基については平井賀漁港に取りつく道路は別途事業なのでございますけれども、この道路線形がまだ確定していなかったことから保留としていたものです。今回道路線形が確定したことに伴って、遮断機、表示板、回転灯等の位置が確定したことから、設計変更により増嵩、増額とするものであります。

それから、次に6枚中6枚目の図面を御覧ください。中央防災センター内の遠隔操作室に平井賀水門を含め3本の操作卓があります。関係機関と協議調整により、操作卓の負担軽減が図られ、操作員の負担軽減が図られるようにするため、一括で全門閉鎖ができるように一括操作卓を増嵩するものでございます。

以上が今回の主な増額の理由となっております。

工期は、令和2年12月の末を予定してございます。防潮堤全体の完成年度は、復旧復興ロードマップにありますけれども、2020年、令和2年度の末となっております。

4、受注者。住所、岩手県盛岡市中央通三丁目1番2号。氏名、富士通ネットワークソリューションズ株式会社岩手営業所、岩手営業所長、沖中喜光。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時41分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今年度末までに水門全体の施設の関係はみんな終了になりますか。島越は県の工事だと思うけれども。それらをちょっと。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 ちょっと今、すみません、聞こえなかったのですが、今は村のほかに県のということ、県の島越のこの間のは漁港検診のときございましたけれども、そのとき県の関係者の人たちは今年度中に完成するのだということで話をしておりました。現場の状況を見ると厳しいのかなというふうにも見えますが、完成するというので報告を聞いております。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（遠隔操作装置設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第3号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第3号、タブレットで36ページ、説明資料ですと14から23ペ

ージとなっております。田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和元年12月12日に議会の議決を経た田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名。田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事。

2、工事場所。田野畑村北山地内。

3、変更の内容。契約金額、変更前ですが、3億3,660万円、変更後3億4,905万2,000円。1,245万2,000円の増額となっております。

議案第3号資料の10枚中の1枚目を御覧ください。初めに、簡易水道机地区北山浄水場の全体の事業概要について説明いたします。第1水源は昭和48年に設置された施設で、竣工後40年以上経過してございます。施設全体が老朽化していることから、机地区北山浄水場等の整備を実施しているものであります。

水道施設概要のフローなのですが、簡単に説明しますと、第1、第2水源のほうから導水管にて導水場に送られていきます。次に、導水ポンプ場からポンプ圧送によって新設の上のほうに図面がありますが、新設の浄水場に送られていきます。そして、浄水場で急速ろ過した後、塩素滅菌を行って配水池に送水して、自然流下によって給水区域一連に配水となります。今回の施設は、急速ろ過方式により安心して安定した水の供給を図るために平成28、29年度より測量調査設計、用地測量、用地購入をしまして、平成30年度から工事に着手して実施している状況であります。青色表示の部分は、既に完了済みとなっております。左上の赤色表示であります。浄水場の建築工事、場内外構工事、浄水場の機械設備工事、浄水場電気設備工事となっております。また、右下の赤色表示であります。導水ポンプ場のポンプ本体の機械設備工事となっております。ピンク色においては、別途工事であります。

今回の主な増嵩の工事内容についてご説明いたします。議案第3号資料の10枚中2枚目を御覧願います。機械設備なのですが、当初仕様の運用では平常時での浄水供給量を見込んでおりました。突発的に生ずる漏水の事故だとか消火活動により急な水の需要が生じたときに、配水池の水位に復帰の遅れが生じるということが判明されました。このことを改善するために、この図面でちょっと見づらいのですが、埋処理施設の着水槽及び薬品混和槽の規模を、着水槽でφ400掛ける4300Hをφ400の4900Hに高さを変更するものです。また、薬品混和槽なのですが、φ800掛ける3300Hをφ1150掛ける3900Hに規模を変更しまして、安定した浄水量の確保を図りたいというものであります。

これは、議案第3号資料の10枚中3枚目を御覧ください。これは、電気設備工事になるのです

けれども、導水ポンプ場制御盤の仕様を、所要電源の通常分の対応から自家発電設備の両方に対応した電源切替え機の増設型へというふうなことで変更するものでございます。

10枚中の4枚目から10枚目までの図面は、当初どおりとなっております。

工期は、令和3年3月中旬となっております。

4、受注者。住所は、岩手県盛岡市本宮三丁目51番2-201号。氏名、理水化学株式会社盛岡営業所、所長、阿部和友。

理由でございますが、田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 確認です。この工事をすることによって、説明がありましたけれども、多量に水を使うとか、そういうふうなことになっても普通の家庭というか、給水には支障がないようにするために、いろいろなことに多量に水を使うようなことになっても堪えられるようにするためにこの工事を増嵩するということというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そのとおりでございます。今現在、北山地区のほうにおいてはちょっと管も古くて、漏水的なものが結構頻発して起きてございます。それらも解消する意味でも、配水池にいかにか早く配水を、水量を、ある程度量を確認する、それによって漏水的なものもある程度クリアしていくというふうなことになっていきます。北山地区においても、随時次年度以降整備する計画を持っておりますが、いずれそのようなことに対応するための増嵩というふうなことであります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

10分間をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時03分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第4号 村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第4号、タブレットで37ページ、説明資料ですと24から47ページとなっております。御覧願います。村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名。村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事。
- 2、工事場所。田野畑村真木沢その1外地内。
- 3、契約金額。2億5,520万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額2,320万円。
- 4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

議案第4号の説明資料として24枚の資料となっておりますので、御覧願います。村道切牛真木沢線外道路災害復旧工事なのですが、災害査定時には切牛真木沢線、真木沢港線の407号、408号の2か所の災害ということで申請をして災害査定を受けました。今回は、発注方法においては、1本で発注してございます。407号工事の村道切牛真木沢線外なのですが、全体の復旧延長とすれば1,302メートルです。この路線は、切牛集落のほうから真木沢集落に取りつく村道となっております。また、408号工事においては、村道真木沢港線ですが、全体の復旧延長として186メートルで、これは真木沢浜に行く村道となっております。

それでは、資料番号順に沿って説明いたします。資料24枚中の1枚目の図面を御覧ください。これは、切牛側のほうからの順番となっております。この区間は、路盤が洗掘されたことから、ソイルセメントにより路盤の復旧となりまして、復旧延長292.5メートルとなっております。

次に、資料24枚中の2枚目の図面を御覧ください。1工区の区間は、道路本体が大きく崩落している状況の写真です。大型ブロック積工の復旧となります。復旧延長として、33.5メートルと

なっております。また、2工区は、道路の斜面が大きく崩落している状況の写真です。落石防止網工の復旧となります。復旧延長30メートルとなっております。この両区間で復旧延長は63.5メートルとなります。

次に、資料の3枚目を御覧ください。この区間も1工区と2工区となっております。1工区は、道路から下の斜面が崩落していることから、プレキャストL型擁壁工での復旧となります。復旧延長として9.6メートルとなります。また、2工区なのですが、大型ブロック積工、ちょっと写真も見づらいますが、大型ブロック積工自体は生きているわけですが、その下の根元の基礎部分が大きく洗掘、崩落している状況の写真です。崩落した箇所は、岩盤推定線上の地山に直接基礎を設けて安定させるために置換コンクリートを施工し、その上にもたれ式擁壁工を施工して、盛土下のり面には法枠ブロック工を施工するという工法となっております。復旧延長として24.5メートル、この両区間の復旧延長は34.1メートルとなります。

次に、4枚目の図面を御覧ください。この区間は、道路斜面が大きく崩落し、道路を塞いでいる状況の写真となります。吹付法枠工により植生基材吹付工を施工するということにより地山を安定させた工法となります。復旧延長17メートルとなります。

次に、5枚目の図面を御覧願います。この区間は、石積みの基礎部分が洗掘、崩落した部分の写真となります。根継工の復旧となります。復旧延長55.2メートルであります。

次に、6枚目の図面を御覧ください。この区間は、道路斜面からの水によって土砂が堆積した状況の写真となっております。土砂を撤去し、落蓋式U型側溝を施工します。復旧延長として18.7メートルです。

次に、7枚目の図面を御覧ください。この区間は、沢からの水により路盤が大きく洗掘され、流出している状況の写真です。路盤を復旧するものであります。復旧延長で50メートルとなります。

次に、8枚目の図面を御覧願います。この区間は、斜面及び沢からの水により路面の水が流れ出して、ちょっとこれも写真が見づらいたのですが、道路本体が弱い岩盤層があるのですが、大きくえぐられて道路が抜け落ちている状況の写真であります。道路がありません。その高さは、13.5メートルほどの高さになります。この工法とすれば、大きくえぐられて抜け落ちている箇所の中に岩盤と同じようにするために道路本体の中に置換コンクリートを入れます。その上にブロック積工、背後に盛土を施工して復旧するものであります。復旧延長で15.8メートル。

次に、9枚目を御覧願います。この区間は、道路本体が大きくなくなってえぐられている状況の写真です。盛土と路盤により復旧します。復旧延長で126.9メートルとなります。

次に、10枚目の図面を御覧ください。これは、道路の路肩が決壊している状況の写真です。盛土法面整形となりまして、復旧延長20メートルとなります。

次に、24枚中11枚目になります。御覧願います。この区間は、斜面及び沢からの水によりまし

て、路面の水が流れ出して道路本体が大きく流されて道路がなくなっている状況の写真であります。大型ブロック積工を施工し、背後を盛土して道路本体を仕上げます。復旧延長として28.7メートルであります。

次に、12枚目の図面を御覧ください。この区間は、道路に崩落土が堆積したことから、崩積土の除去をします。復旧延長として148.5メートルとなります。

次に、13枚目の図面を御覧ください。この区間は、沢からの水が氾濫しまして、盛土本体が大きく崩落、流出し、道路がなくなっている状況の写真であります。カゴマットによりのり尻を押さえ、道路本体には盛土を施工して復旧するものであります。復旧延長32.2メートルとなります。

次に、14枚目を御覧願います。この区間は、道路に斜面が崩落して道路を塞いでいる状況の写真となります。斜面は植生基材吹付工により復旧しまして、復旧延長14メートルとなります。

次に、15枚目の写真を御覧願います。この区間は、村道真木沢港線、ここからは村道真木沢港線という路線になります。路面水により路盤が流出している状況の写真となっております。路盤を入れての復旧となりまして、復旧延長は98メートルとなります。

16枚目の図面を御覧ください。この1工区、2工区の写真は、道路斜面が大きく崩落しまして、道路を塞いでいる状況の写真となります。崩積土の除去の復旧となります。復旧延長は、1、2工区で47.1メートルとなります。

17枚目の図面を御覧願います。この1工区、2工区の写真も先ほどと同じになりますが、道路斜面が崩落しまして道路を塞いでいる状況の写真となります。崩積土の除去の復旧となって、復旧延長は1、2工区で26.4メートルとなります。

次に、18枚目の図面を御覧ください。この区間は、河川の氾濫によりまして道路が決壊している状況の写真であります。ブロック積工と、その背後は盛土による復旧となりまして、延長62.1メートルとなります。

次に、19枚目の図面を御覧願います。この区間も河川の氾濫により道路の盛土、路盤が流出している状況の写真となります。盛土、路盤による復旧となりまして、12.2メートルとなります、復旧延長。

次に、20枚目、21枚目の図面を御覧願います。この1工区、3工区の区間は、道路斜面が大きく崩落しております。この1工区で斜面の崩落ののり長の延長は100メートルほど、2工区での斜面ののり長の崩落の延長は110メートルほどとなっております。崩落土が道路を塞ぎ、ガードレールも突き破っている状況の写真となります。復旧工法とすれば、崩積土を除去し、その斜面には植生基材吹付工を施工するものであります。また、2工区の写真は、路面が大きくえぐられている状況の写真となっております。復旧工法とすれば盛土、路盤により復旧となります。この区間の復旧延長は129.1メートルとなります。

次、22枚目の図面を御覧ください。この区間は、道路の路肩が決壊している状況の写真です。

コンクリートブロック積工の復旧となりまして、復旧延長24メートルとなります。

次に、23枚目、24枚目の図面を御覧願います。この区間は、408号工事となります。23枚目の区間は真木沢の三鉄付近となります。河川の氾濫によりまして、道路の本体のコンクリート舗装が沈下あるいは吸い出しを受けて中が空洞化しております。復旧工法とすれば、道路護岸のコンクリートブロック積工を施工しまして、道路上はコンクリート舗装工による復旧となります。また、24枚目のこの区間は、道路護岸の背後が流出している状況の写真となります。復旧工法とすれば、道路護岸のコンクリートブロック積工の復旧となりまして、復旧延長は両工区で186メートルとなっております。

この407号全体の主な復旧工事概要ですけれども、全体の復旧延長は1,302メートル、そしてこの区間の復旧幅員とすれば4メートルから7メートル、コンクリートブロック積工で592平米、現場打ちの擁壁工で179立米、現場吹付法砕工として72平米、落石防止網工で650平米となっております。また、408号全体の復旧概要ですけれども、復旧延長は186メートル、その復旧幅員は3.7から5.5メートル、コンクリート舗装工で308平米、コンクリートブロック積工で169平米、路盤工で541平米、防護柵工46メートルとなっております。以上、長々と説明しました。

この路線は、道路本体が大雨によって流されました。道路が抜け落ちている箇所、あるいは長大の斜面が崩落している箇所等々、本線一帯が大きな災害を受けている路線でございます。

以上が407号、408号の2か所の道路災害復旧工事の主な全体の概要となります。

完成工期は、令和3年3月の末を予定してございます。ご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理など協議し、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございますが、村道切牛真木沢線外道路災害復旧（1災407号・408号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 8枚目の写真で、置換コンクリートの図面がありますが、この図面だけ用地境界のラインがあるのですよね。その他の図面にはないのですが、全体的には私有地ですか、村有地もありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今これだけの説明した、今8枚目という話になりますが、道路からはみ出している部分は全て個人の所有になってございます。それで、災害査定時においてからののですけれども、全ての方々において土地の承諾書というものをいただいて査定を受けます。それで、実施においても皆さんの土地の承諾ということの中で工事をさせていただきまして、そ

してこれらの構造物がある限りは、永久的に道路敷だということで了解をお願いして工事を進めているというふうなことで、皆様の協力をお願いしているところであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、今の説明だと工事に関わって民間用地が必要になっても、特に施工には問題がないという判断でいいのか、そこを。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 土地の使用承諾をいただいております。そのことについては皆様のご協力をいただいてやってございます。また、これが工事において何かしらのまた変更等の要素があれば、また地権者の方にはお願いしながら工事を進めていきたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 延長もかなり長いし、期間的にも非常に厳しいものがあるかなと思うのですが、ほぼ大丈夫ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 台風19号の災害で72か所という災害の中で、このように順次発注をさせていただいております。それで、順次現場のほうも早く出したものは徐々に完成しているものもありますが、どうしてもこれだけ大工事になれば、年度末の完成というのは、今は3月の末という完成を目指しておりますけれども、これはその状況を見ながら判断していきたいというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 村道切牛真木沢線外道路災害復旧(1災407号・408号)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第5号 村道島越浜岩泉線道路災害復旧(1災591号)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第5号、タブレットで38ページで、説明資料ですと48から58ページとなっておりますので、御覧願います。村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名。村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事。
- 2、工事場所。田野畑村島越その1地内。
- 3、契約金額。8,349万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額759万円。
- 4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

議案第5号の説明資料として資料9枚と被災状況の写真2枚の資料となっておりますので、御覧願います。資料9枚中の1枚目の図面を御覧ください。これは、591号工事の村道島越浜岩泉線その1なのですけれども、復旧延長は40.4メートルとなっております。この路線は、島越から浜岩泉に上がっていく取りつく村道でございます。

補足資料の591号の被災状況の写真を御覧願います。575チェーン+12.1~577チェーン+12.5の全景の写真があるのですけれども、上の道路から下の道路までの斜面が大きく崩落しております。この斜面ののり長とすれば63メートルほどとなります。上のほうに白く横に見えているのが、道路上にガードレールが宙に浮いている状況となっております。また、その下のほうには擁壁に落石防護柵工が設置されておりましたけれども、土砂の崩落によりまして擁壁が転倒あるいは転落防護柵が折れ曲がっている状況となります。道路を崩落土が塞いだことから、応急仮工事によりまして大型土のうを設置している状況の写真となります。この区間には、待受式擁壁工として10メートル、それから防護柵工として37.2メートルの施工予定箇所となります。また、上の道路と下の道路の間の斜面においては、現場吹付法砕工を施工予定しております。

次に、576チェーン+8付近の写真でございますけれども、これは道路本体の下に、河川側にあるコンクリートブロック積工があるのですけれども、河川側からの吸い出しを受けて背後上りののり面が抜け落ちて空洞化しております。この区間には、大型ブロック積工を24.5メートル施工予定であります。

次に、575チェーン+12.1付近の写真ですが、これは斜面の崩落土砂によって落石防護柵が引き裂かれている、ちぎられているという状況の写真となります。この区間には、新たに落石防護柵を設置します。

それから、576チェーン+13.7付近であります、これは上のほうの道路となっておりまして、路肩が大きく決壊し、ガードレールが宙に浮いているという状況の写真となります。この区間には、大型ブロック工を12メートル施工する予定としております。

そして、591号の主な復旧工事概要なのですが、復旧延長は40.4メートル、道路幅員とすれば3.5から7メートル、現場吹付法枠工が855平米、大型ブロック積工として252平米、待受式擁壁工を20立米、落石防護柵を37メートルの復旧となります。

資料の9枚中の2枚目から3枚目は縦断図、4から9枚目は大型ブロック積工、待受式擁壁工等の展開図、構造図、小構造の展開図となっております。

完成工期は、令和3年3月の末を予定しております。これもご不便をおかけしております。施工業者と復旧の工事の手順、進捗管理等、協議しながら、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございますが、村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この箇所には、上には旧45号線があるわけですね、たしか旧45号線、いわゆる私道下……

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そこはまた次の案件になります。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第6号 村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第6号、タブレットで39ページ、それから説明資料ですと59から62ページとなっておりますので、御覧願います。村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名。村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事。

2、工事場所。田野畑村浜岩泉その2地内。

3、契約金額。5,720万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額520万円。

4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1。氏名、大崎建設株式会社、代表取締役、畑山陸也。

議案第6号の説明資料として、資料が3枚、被災状況の写真1枚となっております。御覧願います。資料3枚中の1枚目の図面を御覧願います。596号工事の村道鉄山線浜岩泉その2なのですが、復旧延長としまして50.5メートルとなっております。この路線は、村道松前沢線、旧国道になりますが、それから島越のほうに取りつく村道であります。

補足資料の596号の被災状況の写真を御覧願います。下のほうの71チェーン～72チェーンの写真、これは旧国道の45号、今松前沢線、軽トラックが落ちた上になりますが、上流はそこになりますが、それからの土石流が発生しまして、斜面が大きく崩落してございます。その崩落により道路を塞いだことから、応急工事により大型土のうを設置している状況の写真であります。この区間は、待受擁壁工として49.4メートルの施工予定箇所であります。それから、写真の下に見える部分は、これは土石流等によりまして道路の路肩が決壊している状況の写真でございます。この区間においては、コンクリートのブロック積工を41.5メートルほど施工します。

この596号の主な復旧工事概要とすれば、復旧延長は50.5メートル、道路幅員が6.5メートル、待受式の擁壁工を309立米、コンクリートブロック積工を180平米施工予定としております。

あと資料の2から3枚目は、擁壁工、ブロック工の展開図、舗装工の展開図というふうなことになっております。

完成工期は、令和3年3月末を予定してございます。これもご不便をおかけしてございます。施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等を協議しながら、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございますが、村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時30分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第7号 村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第7号です。タブレットで40ページ、説明資料ですと63から70ページとなっておりますので、御覧願います。村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

1、工事名。村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事。

2、工事場所。田野畑村浜岩泉その3地内。

3、契約金額。5,335万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額485万円。

4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

議案第7号の説明資料として資料7枚と被災状況の写真が1枚となっております。資料7枚中の1枚目の図面を御覧ください。これは、597号工事の村道鉄山線浜岩泉その3工事ですが、

復旧延長として49メートルとなっております。この路線は、村道松前沢線から島越のほうに取りつく村道で、国道45号、思惟大橋の直下になります。

補足資料の597号の被災状況の写真を御覧願います。47チェーン+7～49チェーンの写真ですが、これは山の斜面ののり長で、これが131メートルほどとなっております。土石流が発生し、大きく崩落しております。その崩落により道路を塞いだことから、応急仮工事により大型土のうを設置している状況の写真です。この区間には、待受擁壁工として33メートルの施工箇所となっております。また、この斜面には施工の安全性を図るために植生基材吹付工、客土吹付工を施工します、この斜面においては。

次に、53チェーン+2～53チェーン+18の写真ですけれども、道路斜面が崩落している状況の写真です。この区間には、現場吹付法枠工として16メートルの施工予定箇所となっております。

この597号工事の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は49メートル、道路幅員とすれば5.6から6.5メートル、待受擁壁工として224立米、現場吹付法枠工として246平米となっております。

あと資料7枚中の2枚目からは縦断図、3枚目が標準断面、4から6枚目は構造物の展開図等となっております。

完成工期は、令和3年3月末を予定しております。いづれご不便をおかけしております。施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等協議しながら、またこれは思惟大橋の直下の災害でもあります。三陸国道事務所のほうとも密に連携を取りながら、図りながら取り進め、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

理由でございますが、村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第13、議案第8号 村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第8号です。タブレットで41ページ、説明資料で71から77ページ
となっております。御覧願います。村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負契約の締結に関
し議決を求めることについてご説明いたします。

村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方
自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名。村道鉄山線落石対策施設設置工事。

2、工事場所。田野畑村七滝地内。

3、契約金額。7,150万円、うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額650万円。

4、受注者。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1。氏名、佐藤建設株式会社、代表
取締役、佐藤治。

議案第8号の説明資料として7枚の資料となっております。御覧願います。この村道鉄山線
落石対策施設設置工事ではありますが、この事業は社会資本整備総合交付金事業、いわゆる社総交
の事業でありまして、道路ストックの老朽化が深刻となる中、老朽化が進む道路ストックを的確
に維持管理、更新し、点検による健全度の把握と予防対策など実施する必要があることから、平
成26年度において道路ストックの総点検を行ってございます。本事業は、その点検結果に基づい
て施設の安全性、信頼性を確保するために、本線の道路ストックについて工事を実施するもので、
平成28年度より詳細設計を実施しまして、平成29年度から工事を実施しているものでござい
ます。

資料7枚中の1枚目の図面を御覧ください。村道鉄山線の七滝地内の施工箇所なのですが
も、これは村道の松前沢線、七滝口から約1,100メートルほど七滝側に入った箇所の落石対策工
事となります。

この落石対策設置工事の主な工事概要とすれば、施工延長は103メートル、高エネルギー吸収
ポケット式落石防護網工として2,540平米となります。資料は、7枚中の2枚目は縦断図、そし
て3枚目は標準的な断面と、4枚から7枚目は展開図、構造図等となっております。

完成工期は、令和3年3月末を予定してございます。これも災害防除的なものですが、
施工業者と工事の手順、進捗管理等協議して、安全な施工と通行確保が図られるように早期の完
成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございしますが、村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負契約を締結しようとするもので

あります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 村道鉄山線落石対策施設設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第14、議案第9号 田野畑村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット42ページをお開きください。議案第9号 田野畑村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

これは、田野畑村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要の1ページをお開きください。1、改正趣旨ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、これは国の基準府令ですけれども、これの一部改正に伴い、あわせて所要の改正をしようとするものです。令和元年度10月から幼児教育・保育の無償化というのがありまして、子ども・子育て支援法に関連する法律でございます。

第2、改正案内容ですが、利用者負担額等について、基準府令に基づき所要の改正をすることということで、第2条から附則の5条まで移行することになっております。(2)、その他文言等を整理しました。

第3、施行期日等。この条例は令和2年10月1日から施行します。なお、市町村の準備期間を府令において1年間の経過措置が設けられたものですので、ご理解いただきたいと思います。

議案にお戻りください。提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 田野畑村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第15、議案第10号 田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 飛びましてタブレット72ページを御覧ください。議案第10号 田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

これは、田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

条例案概要の2ページをお開きください。先ほどの議案同様に、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

第2の改正案内容ですけれども、施設型給付等に係る保育料について追記することとなっておりますが、これまでばらばらだったこども園、幼稚園、保育所等を一本化するものです。

第3、施行期日等。この条例は令和2年10月1日から施行することとなっております。

議案にお戻りください。提案理由ですが、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現在これらに対象となる子供はどのぐらい人数がおりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

9月1日現在で、若桐保育園が44名で、児童館が28名おります。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか、ほかございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 田野畑村立保育所設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第16、議案第11号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの75ページを御覧ください。議案第11号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

条例案概要の3ページを御覧ください。第1、改正趣旨。国の例に準じ、新型コロナウイルス感染症に対処するため職員の特殊勤務手当について、所要の改正をしようとする事。

第2、改正案内容。(1)、特殊勤務手当に防疫等作業手当の特例を追加すること。(2)、防疫等作業手当の額を1日3,000円(感染者等の身体等に接触する作業については、4,000円)とすること。

第3、施行期日等。この条例は、公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用すること。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、国の例に準じ、新型コロナウイルス感染症に対処す

るため職員の特殊勤務手当について、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 医療職については同様の規定が、特殊手当等々の規定等があることから、今回のことに限らないというか、医療職についてはこの特殊作業等に携わる場合にはどのように手当てされるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時47分）

再開（午前11時48分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

特殊勤務手当につきましては、今現在も手当があるわけですが、今回の一部改正につきましてはあくまでも一般職の職員がコロナウイルス感染症に疑われる方、あるいはなった方に接触する機会があったときに手当てするというものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 一般職も医療関係に携わる可能性があるというような解釈でいいわけ、どうなのでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時49分）

再開（午前11時50分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

大変失礼いたしました。一般職というのは、我々役場職員全般のことを言っております。行政職、医療職、全部を一般職ということで今回改定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時51分）

再開（午前11時51分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 この1日作業した場合3,000円、4,000円の支給があるという文言に書いてありますけれども、これはちょっと合わない表現ではないかと思うのですけれども、例えば1人いた場合は1回とか、何か違う表現で文章を書いたほうがいいのではないですか、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時52分）

再開（午前11時52分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

文面上、作業1日につきというふうになってはいますが、その作業1回、一日いっぱいやらなければ3,000円とかそういうわけではございませんで、作業をしたら1日3,000円という解釈でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時53分）

再開（午後 零時58分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第17、議案第12号 田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 議案第12号をご説明いたします。

タブレット77ページをお開きください。田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理に関する条例をご説明いたします。

田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要、タブレット4ページをお開きください。田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理に関する条例案概要をご説明いたします。

1、制定趣旨でございますが、田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理をするため、本条例を制定しようとするものでございます。

2、条例案の内容でございますが、田野畑村農林水産体験交流施設の設置に係る趣旨を第1条で規定してございます。2、名称及び位置を規定することについては第2条で規定してございます。3、管理の方法について規定することとして、第3条、第4条関係で規定してございます。4、使用の許可、制限、取消し等について規定することにつきまして、第5条、第6条、第7条で規定してございます。5、使用料及び使用料の不還付について規定することにつきまして、第8条、第9条で規定してございます。6、損害賠償については第10条において規定してございます。

第3、施行期日等でございますが、この条例は令和2年10月1日から施行しようとするものでございます。2、これまでございました田野畑村生きがいの館設置及び管理に関する条例は令和2年9月30日をもって廃止しようとするものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理をするため、本条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 この体験館の一般の方というのですか、利用はいつ頃から考えているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 条例につきましては、10月1日から施行するわけでございますので、

ご希望があれば10月1日から利用していただくということに原則はなっております。ただ、ご承知のとおり、施設の周りにつきましては現在まだ大型重機等入った形で工事中でございます、安全な形での施設へ誘導といいますか、行っていただくのに不安がございますので、正式オープンといいますか、それにつきましては道の駅と同時に広く周知はしていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 確かに今周りが工事中ですから、利用するにしても安全をとということだと思うのですが、私も見学会のときに参加させていただいたのですが、多分ここに冷蔵庫が入るとか、洗濯機がとかというふうな感じであったと思うのですが、備品等々についてはもう設置というか、完全にそろったのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 備品につきましては、まだこれから手配というふうな形でございます。予算につきましては、既に措置をさせていただいておりますので、その予算の範囲内で備品等についてはそろえていきたいと考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 その備品等がこれから購入ということなのですが、道の駅に合わせてということでは考えているのかもしれないのですが、完全にそろう予定、そろう時期というのはいつ頃を考えているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 10月中にはある程度の大まかなものにつきましては備品を整備したいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 建物上は10月1日から条例は施行されるということですが、実際にはまだ全く今の周辺の工事、いわゆる道の駅、その他の工事、いわゆる三沿道の関係があるわけですが、実際はいつ頃からになるのですか、今この場で言えるとしたらば。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 正式にといたしますか、新聞等でも村長のほうからもお話をさせていただいておりますが、道の駅のオープン、今3月中を目標として道の駅のほうも整備してございますので、それと同時に正式オープンというふうな形で進めていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ここに、前の議会でも、もちろん大分前からこの施設についてはアクセス道ですか、いわゆる旧村民バスとして回転場として利用するから直接乗り入れるように、あるいはロータリー式のような形でやるべきだなということで、地域整備課の課長はかなりの落差があ

るやだけれども、決して道路としてできないような、そんな部分でもないと思うし、幸いたしか村有地でもあるし、ぜひあれをやらなければあの施設は今後も道の駅からまた戻るのであれば、必要なあれは道路だと思うのですが、村長どうですか。でなければ、施設だけ1億何だかんだ4,000万円もかけてアクセスらしい道路がなければ非常に使い勝手も悪いし、利用者もますます増えるようなことは考えにくいし、それからこれがオープンして1年間の使用料、全体の見込みはどのぐらい年間見えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時07分）

再開（午後 1時07分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 使用料でございますが、当初計画したときの利用者数で申し上げますと、本来であれば今年の、元年度に完成して今年度から利用開始ということで計画しております。その際計画したもので336人、宿泊におきましては112人というふうな今年度スタートした場合、当初からですとそういうふうな計画をしてございました。単純にといいますか、今回提案しております1人宿泊3,000円という金額を計算しますと、およそ40万円弱という宿泊だけ見ますとそういうふうな数字になろうかと思っております。そのほか研修等で使った場合、減免とかそういったものもございますのであれですが、およそ利用料としては50万円ないし60万円ぐらいかなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 生きがいの館に取りつく道路ということなのですが、これは先ほど十文字線なわけですが、そこの待避所というか、あのスペースから、いずれ生きがいの館のほうを目指していけば、それは今現在では、そこだけを見れば高低差があります。それで、途中の同じような高さからということになれば、それも考えられる話なのですが、今現在は国道45号のほうから入る道路がメインの道路があって、そしてそこに取りつく道路の部分から十文字線のほうがぐるっと回れる道路を計画していくわけですけれども、そして今現在使っている道路がその計画の中に入ってきます。それは、どちらがいいのかなという考え方はあろうかと思いますが、最終的に道路ができれば、今ある道路から入っていくというのが生きがいの館と寒立荘のところの部分は今使われているので、将来的には完成形を見ればそちらのほうスムーズに入れるのかなというふうに思っておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】　すると、この生きがいの館の完成の案内ですか、あれが何か広報に写真が出て、議員に案内があったのかないのかよく分かりませんが、むしろあるのであればあったほうがよかったのかな、しかるべきではないかな、部分的にどのような案内で見学していただいたのか。

○議長【鈴木隆昭君】　産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】　村の広報のほうで見学会があるということは周知させていただいております。それとあわせて、かねてから名称、愛称といいますか、そういったものを募集もさせていただいております。

○議長【鈴木隆昭君】　7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】　本格的なオープンをとこの道の駅の完成に合わせてということになると、できたけれども、今の建物は閉じているような状態になるのかなというのが懸念されるのですけれども、やっぱり時々換気したりとか、中の状況を確認とか周囲の様子もということもしなければならぬのかなと思うのですけれども、利用する方がなくて使わない状況が、三陸道ができて道の駅ができるまでの間ということを考えて場合に、どのようにここの館は、どこの課がどのように管理していくのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】　産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】　産業振興課のほうで管理はしていくこととなります。

○議長【鈴木隆昭君】　7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】　できてという感じになるのですけれども、人の出入りがないとやっぱりいろいろ周りの環境とかもあると思うので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。要望ですので、答弁は要りません。

○議長【鈴木隆昭君】　9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】　先ほどの分でちょっとあれですが、田野畑広報のほうで案内したということで、私が申し上げたのは、特に議員としての案内は必要ではなかったのかなという、別にしないは当局なりの判断だろうし、それからあわせて村の施設でたしか給食センターは2学期から稼働していると思うのですが、それらについても議員への案内は特になかった、もし議長は案内があって行ってきたのかどうか分かりませんが、そういう何億もかけた施設にやはり議員への案内は、あるいは案内をもらっても行く行かないは当然、全員行けるとも限らないけれども、主としてそれはいわゆる行政の責務ではないけれども、常識の範疇ではないかなというように私は理解するのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】　産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】　ただいまのご指摘でございますが、確かにお話のとおり配慮に欠けた点があったかと思っております。今後につきましては、議会事務局のほうとも協議をさせて

いただきまして、議員の皆さんにも施設を見ていただいご意見をいただければありがたいなと思っておりますので、議会事務局のほうと協議をさせていただきたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 教育委員会のほうは答弁よろしいですか。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 おかげさまをもちまして、給食センターは2学期から稼働しております。施設の見学会ということでございましたが、コロナウイルスの関係等もありまして、基本的には衛生管理もあるので、外部の人はできるだけ入れないよという考えの下に施設の見学会等を行わなかった経緯がありますが、産業振興課と同様に今後は議会事務局と協議の上、対応してまいりたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 もちろん産業振興課もそうだし、教育長も当局とは一旦離れたとはいえ、当局の考えそのものが、これはそのような方向に向いていないから結果としてそうだと思うのですが、村長からも答弁を伺いたひです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今担当課長から話したように議員の皆様にも見ていただく機会をつくるという姿勢で臨みたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今提案になっているのは条例なわけですけども、条例上、指定管理は、答弁がありましたとおり、恐らく道の駅の供用開始と合わせるといふ答弁が何度か繰り返されておりますので、少なくとも指定管理については今年度内はないのかなと。来年度において指定管理をどこにやる、考えておられるかお聞かせをいただひたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 今お話しのように、道の駅とやはり一体の敷地内でございますので、道の駅の指定管理者あるいは管理を委託される所と同一な形で管理していただひたほうが有効に活用できるのではないかなというふうな考えを持ってございます。いずれ今後道の駅のほうの管理者がどのような形になるか、それを見極めながら、早い段階で結論は出していきたいと思ひております。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、工藤求君。

○2番【工藤 求君】 この施設は、村外の方も使用できるということで解釈してよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 予約等いただひければ、村外の方でもご利用いただける施設でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、工藤求君。

○2番【工藤 求君】 例えばコロナの関係でいろいろ働き方が変わってきております。例えば夏の間どこかの会社が1か月でも2か月でも借りたいということが出るかもしれません。そのときのためにインターネットの設備等もしっかりついているのだというふうに解釈してよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 インターネット等につきましては、現在まだ設置してございません。管理する団体といたしますか、管理先との協議もございますので、現在のところは引くような対応の設備というか、それはなっておりますが、実際にまだWi-Fiですとかそういったものは配備されておりません。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、工藤求君。

○2番【工藤 求君】 今の時代は、もうインターネットが必ず必要なこととなります。村内の方々でも会議をする際にはタブレットとかも必要ですし、ぜひつけていただきたいと思いますが、村長、その考え方はいかがでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 全くそのとおりだと思いますので、整備することを基本として進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 田野畑村農林水産体験交流施設の設置及び管理に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時19分)

再開 (午後 1時19分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第18、議案第13号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの82ページを御覧ください。議案第13号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,106万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,881万2,000円とするものです。

タブレットの87ページ、予算書の4ページを御覧ください。第2表、地方債補正ですが、1、変更。総合バス購入事業は1,200万円から220万円を減額して980万円とし、社会資本整備総合交付金事業（村営住宅整備事業）は3,630万円に650万円を追加し4,280万円、また公共土木施設等災害復旧事業（過年災）は1億8,200万円を皆減、臨時財政対策債は5,595万円に264万5,000円を追加し、5,859万5,000円としようとするものです。

タブレットの92ページ、予算書の7ページを御覧ください。2、歳入ですが、主なものについてご説明いたします。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税ですが、特別交付税として2,030万8,000円追加計上しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節災害復旧費国庫負担金ですが、公共土木施設等災害復旧事業費負担金として6億5,230万円追加計上しております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金ですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金149万6,000円、地方創生推進交付金2,310万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,910万円、合わせて4,369万6,000円追加計上しております。また、同項5目土木費国庫補助金、1節土木費補助金ですが、社会資本整備総合交付金として646万9,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金ですが、地域経営推進費補助金として524万2,000円減額計上しております。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、3節田野畑むらづくり事業寄附金ですが、田野畑むらづくり事業寄附金として148万2,000円追加計上しております。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目東日本大震災復興交付金基金繰入金、1節東日本大震災復興交付金基金繰入金ですが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として255万5,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、

前年度繰越金として1億5,606万4,000円追加計上しております。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、宮古地区広域行政組合職員派遣負担金420万9,000円、サケふ化場電気設備改修業務負担金83万円、合わせて503万9,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。3の歳出ですが、これも主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金ですが、財政調整基金積立金1億2,811万1,000円、田野畑むらづくり基金積立金148万2,000円、合わせて1億2,959万3,000円追加計上、また同項6目企画費、12節委託料ですが、若者イベント開催等委託料から地域しごとづくり業務委託料まで合わせて1,864万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。また、同目17節備品購入費は、道の駅たのはた備品として1,860万円、また負担金、補助及び交付金が、研修会等負担金10万円、地域創生会社設立準備補助金975万円、合わせて985万円追加計上しております。

タブレットの98ページ、予算書の13ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金ですが、高等教育支援特別給付金として110万円減額計上、また19節扶助費は、更生医療費扶助費として388万1,000円、また22節償還金、利子及び割引料は、過年度分障害者医療費国庫負担金返還金から過年度分障害者自立支援給付費県費負担金返還金まで合わせて680万円追加計上しております。

下のほうに参りまして、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節扶助費ですが、田野畑村子育て世帯臨時特例給付として116万円追加計上しております。

タブレットの100ページ、予算書の15ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料ですが、地域の加工場調査設計委託料として820万円追加計上しております。

下の方に参りまして、6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、12節委託料ですが、サケふ化場電気設備改修業務委託料として166万1,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。7款商工費、1目商工費、2目商工振興費、12節委託料ですが、地域の一店一商品づくり業務委託料からサテライトオフィス等環境整備可能性調査委託料まで合わせて770万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料ですが、道路維持管理委託料と道路除排雪等業務委託料、合わせて2,000万円追加計上しております。

次に、8款土木費、4項住宅費、2目住宅建設費、12節委託料ですが、村営住宅整備工事監理委託料として553万4,000円を、また14節工事請負費ですが、村営住宅整備工事費として758万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費ですが、

小学校グラウンド擁壁修繕とFF暖房機11台取替修繕のため、修繕費として444万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費ですが、高圧気中開閉機1台修繕のため70万円追加計上しております。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、10節需用費ですが、アズビィホールFF暖房機取替修繕のため140万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費、12節委託料ですが、発掘調査において土器等出土品が予想より多く、調査期間が1か月から3か月に延長となるため896万9,000円追加計上しております。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、17節備品購入費ですが、汁物用ステンレス二重保温食缶9個、あえ物用食缶11個、主菜用キューブポット11個購入のため134万8,000円追加計上しております。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、14節工事請負費ですが、公共土木施設等災害復旧工事（過年災）として4億5,000万円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの95で、予算書だと10ページになります。2の総務費の6の企画費、まずこの中の若者交流イベント開催等の委託料というのですけれども、これの内容について説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

昨年度から明戸のキャンプ場で開催しておりました「うたのはたけ」という音楽イベントがございましたが、今回コロナの関係がありまして、補正予算には減額を計上しておるものでございます。今般、東京方面のコロナがかなり流行しておるということで、出演者が東京の方が主だということもございます。また、岩手県のイベントの在り方等々もございまして、中止を決定したところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。あと同じところにある委託料なののですけれども、地域創生会社設立支援業務委託料というのがありまして、次のページに地域創生会社設立準備補助金というのがあるのですけれども、何となく言葉では分かるのですけれども、これの事業とかの目的とか違いについて説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

7月の下旬でしたか、前回の特別委員会の終わりのほうで、この道の駅オープンに当たって地方創生交付金を二次分で申請をさせていただきますというようなお話をさせていただいたところでした。それで、8月の月上旬に国のほうから内諾をいただきまして、その事業費の今回補正を上げております。

ご質問のありました地域創生会社設立支援業務委託料、これにつきましては新しい道の駅の運営体の指導を行ってもらう必要がございます、その指導アドバイザーの経費ですとか、指導いただく先生方の事業費を見込んで業務委託を出したいと思っております。

その次、下にございます地域仕事づくり業務委託料、これについても同じ地方創生の交付金で実施するものでございまして、こちらについては主に新しい運営会社への委託になりますが、商品開発ですとかPR事業、それから観光と合わせた交流人口を拡大していく事業、またオープンに合わせたオープニングイベントというもの、そういったものの準備経費になっております。

タブレットの次のページ、予算書の11ページになりますが、同じく今回の地方創生交付金で備品購入費が入っております。1,860万円、これについても地方創生交付金の二次で内諾をいただいております。保冷庫ですとか冷蔵のショーケースとか、そういったものを購入させていただきたいと思っております。

その2つ下の行になりますが、地域創生会社設立準備補助金、こちらは業務委託ではなく補助金となっております。こちらについては、運営会社への直接補助になりますが、オープン前の売上げがないということで、その間のパートさん、アルバイトさんの人件費を見ております。それから、車も必要になってきますので、車両のリース、また運営に当たっての消耗品ですとか電話代金の通信費等々を見込んでいる運営会社への直接補助金となっております。

長くなりますが、今回の地方創生交付金二次分ですが、事業費で4,620万円採択をいただいております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私も同じ質問をしたくていしましたが、そうしたらありがたいことに関連すべき質問が出ましたので、関連質問させていただきたいのですが、一般質問に対する答弁が、今日は答弁書を家に置いてきて読まれないのですけれども、主任主査のほうから正直な答弁がございました。私は、あまり難しくなく、これだけの補正予算を組めば、設立準備云々、全部今回の補正で決まれば、もちろん決まると思うのですが、準備はオーケーというふうに解釈できるのです。補正が出ましたから。主任主査が理事等も含めて、役員を選任に時期等を明示していただきたいという質問に対して、なかなかすばっとした答弁が来なかったわけですが、その理由は何でしょうか。これは、主任主査よりも村長ないし副村長から答弁をいただきたいと思っております。そうでな

ければ担当課長でいいです。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

現在、産直利用組合さんの役員の方々と当課でも4回ほど会合を開いてお互いにいろいろな意見交換をしている中で、やはり各組合の課題というか、悩み事が我々の想像以上に大きいことがあったり、2者で全く違う中身がありまして、なかなか次のステージに進まないという実際の悩みを持っております。そこで、時期につきましても特別委員会で当初お話しはしておりましたが、思った以上に時間がかかっているということもございまして、この後、議会が終わった後も何回か会を重ねて、もう少し、より役員さんだったり組合員さんと話を詰めていかなければならないなというふうに、関連がございまして、まだ明確には言えないというふうな状況になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今の担当課長も主任主査同様に正直な答弁だと私は思っております。それらを踏まえて一般質問に対する答弁は村長が行ったと思うのです。私は、公社もそうなのですが、人材登用なんていうのは、村長も認めてはいるのです、一番大事だと、重要課題。それなのに、答弁はこれから人材を育てて採用するような答弁でした。今いるスタッフの中で最善の人材を設立段階から登用すべきではないでしょうか、村長。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 決して答弁が今議員が話したことは違うという意味ではなくて、その方向に向けて今詰めていると。いわゆる今までの整理と、それから3月に開業する新しい店ということとを議員の皆様もそのとおりでタイトなスケジュールなのだけれども、早めに早めにとということでお話をしていると思いますので、同様にこの整理と新しいところに向けてということは早急にこれは決着するように努力したいと思います。その上で、今お話しした点については全くそのとおり進めていけるように努力したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時40分）

再開（午後 1時40分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 よくない答弁というのは失礼な言い方なのですが、村長なりに全力で答弁していると思いますので、気持ちは分かるのです。ただ、順序が逆ではないですか、村長。これは、これから育てるのではなくて、今いる人材の中でベストな方を準備段階から登用すべきではない

ですか、私は率直にそう思っているのです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 詰めている内容は、お話しした点でありますので、今若い人たちを中心に
て頑張っていこうと、そういうことで進めていきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 やっぱりずれているのです、私の考えとは。でも、村長の考えが正しいか
もしれません。ちょっと私の意見が少しどころでない違うと思うのですが、率直に言ったほうが
みんな分かりやすいし、いいと思うので、私なりの提案をさせていただきたいのですが、川井の
駅長も今日はいないな、駅長を経験した人を設立段階から派遣職員で登用すべきではない
ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そのことも含めて総体的な経営管理ということで考えていきたいと思
います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そういう村長でありますから、これ以上は特別委員会に質疑を譲り
たいわけですが、そういたしますと、村長、しっかり聞いてください。聞いているとは思
うのですが、10ページにある、先ほど佐藤課長から答弁がありました、7番議員から質問
があった企画費の10ページにある地域創生会社設立支援業務委託料は、同じ企画費で、
これの違いを教えてください。次のページの負担金、補助及び交付金の地域創生
会社設立準備補助金、違う会社なのでしょう、それを説明していただきたいと思
います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時43分）

再開（午後 1時44分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

10ページ、企画費にございます地域創生会社設立支援業務委託料につきましては、専門業者
によります道の駅の運営の指導を行ってもらうための委託料でございます。11ページに
ございます設立準備補助金につきましては、新しい道の駅を運営する会社の当面の運
転資金への補助、そういうふうな内容になります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 一般質問は11日でありましたから、そういたしますと、本当
は11日の時点で、その前に補正を組んでいるわけですから、要するにこの予算を決
めることによって指導を受けると、受けるわけですね。そして、いつ設立する
かというめどは、これを組んでいる時間で当局と

すれば持つべきだと思うのです。いつをめどに設立するのか、これは時期を明示しなければなかなか成功はおぼつかないのではないですか。答弁してください。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 一般質問の中でも話があったように、8月をめどとしてきたのだけれども、今る予算の中でも説明したことを加えながら、設立を早急にとすることは、これはできるだけ今月、少なくとも10月頭にはつくれるように努力するということが大事な姿勢だと思っておりますので、これを目途として努力したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 道の駅の運営指導をするための補助金だという、それはそれで分かりました。問題は、今8番が言っている、では運営を誰がするために、運営する人の会社に指導しなければならない。村に指導したって村が直接運営するわけではないわけですので、やはりそれはもちろん予算は先ということも理解するわけですが、やはり運営がこの会社だよというのが定まって、そこに指導するのだと思うのですが、その点、10月初めぐらいとかというようなことなのですが、ではその考えられる、決定ではないですよ、今想定している会社はどのような会社でどうなのか、参考までに、もし今その案が出ていないと10月に間に合うわけがないと思うのですが、恐らく二、三点、あるいは1点に絞られるのか、そういうこの案を考えているというのがあったら、何も案がないというのであればこれもどうなのかと思いますので、今現時点での考えがあると思うので、それをできれば決定ではないとしても、案としてお知らせ願えれば、この予算書もやっぱり必要だということをお認めざるを得ないと思うのですが、いかがでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

設立会社のこういう案ということで、前回特別委員会のほうで一応会社設立スケジュールということでお示しさせていただきました。その内容では、一応12月に設立を考えていますということで、設立に関してまでは皆様のほうにご提示させていただきました。

先ほどの人的体制につきましては、やはりこれは想定しているということで申し上げますと、やはりこの運営に関しては村を知る人方がプレーヤーとなって実際仕事をするべきではないかという考えでございます。先ほどのアドバイザーという考え方ですが、やはり村の人だけでは情報や考え方というのも限界があると。そのために一般質問の答弁では、いろんなアドバイザーを交えて外部からの知識を吸収してということでご説明させていただきました。先ほどの予算に関してもアドバイザーというのはよい発展をしていくための外部アドバイザーという考えをしております。

その体制につきましては、特別委員会等でもちらっとお示しさせていただきました。理事を含めた今の産直は村の元気の象徴でもございます。各道の駅でも産直組合とかで頑張っていたりい

たします。やはりそのような流れを少しでも次の道の駅でも欲しいということで、その役員の方々には産直組合の方も想定しております。また、道の駅につきましては駅長という形で外部に発信する役割を持つ方もいらっしゃると思います。それにつきましては、今のところ想定ではございますが、田野畑村に地域おこし協力隊として観光面、あとは番屋の塩などを作っております石井という方も検討しております。彼女は、やはり観光等のこともいろいろやっておりましたので、蓄積された外部との顔的なことも現在の活動では行っておりますし、村のPRをするために新聞等、学校教育等でもその自らの活動をPRしているということもございますので、一応役員等に関しましては村の方々を中心に考えております。

以上になります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そこで、この道の駅の備品なのですが、やっぱり備品というのは施設のそれぞれの形状もあると思うし、当然なのですが、やはり経営する方も当然だと思うのですが、参考というか、参考意見であれ重視しながら、その備品についてもそれなりの備品を購入しないと、ただ予算がついてあれしたからといって、決まったスペースで決まったものがあるのであれば別なのですが、いわゆる備品だから移動もできるかもしれませんが、そういうものもある考えが必要ではないかなと思うし、それから今の道の駅、先を急ぐようであれですが、建物自体も大分遅れている状況にはないですか、どうですか。当初は12月いっぱいと言ったけれども、それは無理だろうとしても、何月が今のあれで完成の見込みですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 説明の中で時折節目節目で報告いただいておりますが、今議員がお話しされたように、ただ行政的に進めるのではなくて、やる人たちが実際にどういう形がいいのかということが意見が出て、それがコントロールできない限りは本当の意味での整備にはならないので、そういったことは担当のほうでも注意しながら進めているところです。

工事の進捗状況については、担当のほうからお話しさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 先ほどのご質問にお答えします。

先ほどの備品の関係につきましては、現在経験者、畑山を中心に、適切、縮減の意を込めて計画しております。先ほどの中で備品の考え方についてはそのような経験者のお話を基に方々に確認しながらやっております。

あとは建物に入る備品の時期等につきましては、建物は一応予定では先ほどの12月に完成して、検査等、建築主事等の確認を経て、1月を予定しておりますが、遅れた場合にも、備品納入が遅れますと問題が起きますので、随時取りよく物事を進めていくために計上しております。また、この備品費につきましては、当初予算でお願いしておりました備品費からその村の経費縮減を

込めて行うところもありますので、今回の予算をもって当初予算の予算の減額、縮減を目指して頑張っております。

以上であります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 予算書の15ページ、農業振興費の委託料820万円、説明では地域の加工場調査設計委託料、これは課長が説明したとおり、地方創生交付金を活用して、財源内訳を見ましても、国からの交付金が800万円、村の持ち出しが20万円でありますから、何をどう考えてもいい格好でいい財源をもらって建てるということにしたなということではとしたいわけですが、これのつくり方、村長を先頭に全員協議会で示された資料を見ますと、総体事業費が4,000万円の施設というふうに資料からは私解釈しているのですが、今年度内に調査設計委託をして、完成予定、今設計を決める段階で聞くのも恐縮なのですが、でもせっかくの施設でありますから早いほうがいいと。今村長が考えている完成時期をお聞かせいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 コロナウイルスの地方特別交付金の際に、いろんな項目を説明して、これは急ぐ部分と急がない部分があるということで、後段に残した部分でした。ただし、今議員がお話しされたように、建設費は建設費でそうなのですが、今関連する、9番、佐々木議員が話をしたように、やる人がどういうことをやるかということを決めなければ設備の内容はおのずと決まりませんので、今回委託費だけは取って、その方向性を見いだして、できるだけ早めに行きたいと思っております。ただし、今この流れの中で、いわゆる事故繰越も含めて2年度もしくは3年度になろうかと思っておりますけれども、できるだけ道の駅に対するバックヤードの供給体制、特に一次産業を頑張っている漁業、商工会、林業、農業も含めて、そこで構成する青年団、女性の方々を含めて、地域の特産を生かした供給体制も含めて、いろんな方たちが参加できるような体制を取っていけるように努力したい。加工場としての機能、それからいわゆるシェアキッチンというような機能も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 完成後のことで恐縮なのですが、この加工場は運営会社が運営するわけにもいかないような気もするのですが、貸し出す考えであるか村直営で運営する考えなのかをお聞かせをいただきたい。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時58分）

再開（午後 1時58分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、道の駅の利用を図るために、本来の目的とすれば一体的にやってほしいところがあるのですけれども、必ずその裾野を広げていくためにはどういう形で産業団体との連携をどういうふうに図っていくかということで委託方式については別途考えたいなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 沼袋には加工場もあって、宝の持ち腐れになっているわけですが、ああいう経験は私たち嫌というほど経験をしましたので、そういうことがないように、私は公社が主導をしてやれば、現時点ではまさか産業振興課が主導するというのは村長の狙いからも外れると思いますので、今ある組織体制の中では公社も実はなかなか大変な過渡期でありますから容易ではないと思うのですが、慎重に検討をして石原村長らしさを出していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 ご存じのとおり、六次化を進めるということで協議会をつくった際にも、今の公社の状態では厳しいと判断したので産業課が、でもこれは将来的にはやはり民間主導でこれをしていくということで、その素地は今回の道の駅にあるわけですので、どういう形で商売につなげるか、または皆さんがどういうふうにしたら加工、六次化を含めたいわゆる所得向上につなげるかということは産業団体の皆様も含めて広範に物事を考えていきたい、またはそういう中で委託方式はどうあればいいのかということは次なる時代を想定しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 予算書の19ページで、タブレットだと104になります。教育費の2目の教育振興費で小学校のステップアップ交付金が減額になっているのですけれども、これを減額にした理由をお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 タブレット104ページ、上のほうになりますが、小学校ステップアップ交付金、これを現予算30万円を皆減し、ゼロとしようとするものでございます。小学校、中学校ともに教育振興費として毎年30万円ずつ学校において決定しました教育振興事業、それから児童生徒の研修事業等に30万円ずつ交付金出す予算を措置していただいております。これにつきましては、あくまで学校の希望というか、意向によって交付するということにしておりまして、中学校はまず今年度も事業をしたいということでした。小学校のほうは、希望を聞いたところ、今年度は実施はしないということでしたので、今回小学校分だけ30万円減額しようというものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ちなみに、中学校につきましてはどのような事業を計画しているのかお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 中学校におきましては「仮会社Comaru」というのがありますが、その事業活動等に使用したいということでございました。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、工藤求君。

○2番【工藤 求君】 同じページの社会教育総務費に関連してお聞きしたいのですが、今年成人式はコロナの関係でやれないということで、子供たちのために何か機会を見て成人式をやりたいというような考え方がおありでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 お答えをいたします。

今のところ8月15日が成人式ということで、今年度はいろんな状況を見て、やはりやれないだろうということで中止と決定を配布いたしました。来年度とかはまだ先が見えませんが、何かそういうところで明かりが見えて、ぜひ二十歳の皆さんも21歳になってしまうのですけれども、やりたいという声があれば考えてみたいというふうには考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時04分）

再開（午後 2時05分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほどの成人式に関連して伺うのですが、やっぱりマレットもそうですし、あらゆるイベントのやめる、中止の決断が全てが私は早いやに思うのです。やっぱり延期なりなんなりをして状況を見ながら、場合によってはやれるという判断を本来は持っていたきたい。その一例は、マレット場のあそこの使用も無料にはして利用はしているのですけれども、それなりの大会らしいのもできない。やっぱりむしろあそこはいわゆる開会式とか表彰式とかのときは別ですけれども、そんなに密になるような施設ではないわけです、マレットなんかは。あとは4人一緒に回るのを3人にして回るとか、やはり中止というのは一番安全で簡単でいいことだけれども、むしろ可能な限り、もちろん成人式もそうだと思うし、別に1月15日が本来は成人の日なわけですから、それらも参考にしながら、もちろんかなり遠くへ行っている方が多いのかなと思うのですけれども、やはり中止というよりか、いわゆる延期で見合わせて、最終的に中止になるのはやむを得ないだろうという考えに本来は至るべきだと思うのです。いきなり中止、中止となると、やっぱりコロナの状況を見ながら、場合によっては中止というのもあり得るし、可能な限

り式典をやりたいという、そういう当局あるいは教育委員会の考えを基本的に持ってもらいたいのです。それがいきなり中止とか、そういうのを簡単にやられては、やっぱりその立場に立っている者とすれば本当に残念だと思うのです。やはり何とかやりたいという思いを持ちつつ中止になる場合は、これはやむを得ないことだが、もういきなりコロナ発生、中止で、あまりにもある意味では無責任とは言いませんが、表現があれですが、あまりにも簡単過ぎる中止ではないですか、そう思いませんか。やっぱり相手方のことも考えなければならない、対象者も考えていかなければならないと思うのですが、何もやらなければ何も発生しないのだというような前提だとちょっと私はどうなのかなと思うのです。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 今のお話のとおりのこともあるかと思っております。いずれマレットゴルフ場につきましては、当初使用禁止としたところは、あの当時はコロナの得体もまだ知れない状況でありました。そういう中で、少しでも村の人たちの健康をやっぱり第一に考えたときに、やはりきちっと止めるところは止めるというふうな考えで止めたところなんです。その後は、いろいろコロナについての経験とか研究等進んで分かってきたところがあって、そういう中で少しでもマレットゴルフ場を利用したい人たちのために無料化というものをしていましたし、それから3密とか様々なそういう感染リスクを避けていただくような利用をしてもらいたいというふうなことで考えてきたところでございます。

それから、成人式についても、中止というのは早いというご指摘でございますけれども、そういう点もあろうかとは思いますが、ただ思いとすれば、この成人式の意義を考えたときに、やはり田野畑村で8月15日にどうしてこの成人式をしてきたのかという、やはりその考えもあったと思っております。やはり8月15日というところで服装も華美にならないようにしたいとか、それから冬になりますとどうしても交通の状況でありますとか、そういう様々な要素が加わってきまして、なかなか集まりにくいという、そういういろいろな状況があった中での8月15日ではなかったかというふうに思っております。そういう中で、8月15日以降のこのコロナということを考えてときに、簡単に東京にいる学生さんがすぐ来れるような状況なのかと、その1人の方が来れないのに、では田野畑に在住する者たちが成人式をやろうではないかというのはどうかと。やはり全員の皆さんが集まれるような環境の中で成人式を祝ってあげたいと。やはり成人式の祝いの中には2つの大きな視点があると思うのですけれども、やはり今まで田野畑で育ってきた二十歳ということを村民挙げてお祝いをするという意味もありますし、それから家庭の皆さんがよく育ったなという思いでの言葉もありましょう。それから、先生方も一緒に小中学校と育ってきた、あるいは保育園、児童館でもそうです、そういう皆さんと共々お祝いをするということと、あともう一点、やはり同級生たちと何十年まではいきませんけれども、本当に何年かぶりに会って成長を喜び合えるかとか、あるいは友情を交わし合いたいというふうなところでの意義があろう

かと思っております。そういう中で、どうしてもこの8月15日、それから1月15日を考えたときに、なかなか現実的ではないのではないだろうか。そして、成人の皆さんの中には8月15日に合わせて服を新調しようという方もいます。そうすると、1月15日だったら、ではどんな服装をしようかとまた迷ったり、いろんなことが起きるのではないだろうかということを少し私どもも心配して、早めに決断をしたほうが成人の皆様あるいはご家族の皆さんにも理解していただけるのかなと、そんなことを思ったところです。やはりその陰には、自分の村にウイルスを持ち込むというふうなことを避ける、それから家族の中での感染が今いろいろ多いですけども、そういうのを避ける、そんな思いを成人した皆さんにも一緒に考えていただければまた一つの成人としての成長と一緒に考えることではないかと、そんなことを考えてこのような決断に至ったところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 3月だとか4月はまだ岩手県には当然ウイルス、コロナは発生していなかったのですが、そういう時点からもういち早くストップしていると。実際今度は県内で23人か22人ぐらいかな、なっちはいるのですけれども、ある程度医療のほうも幾らかは力になるようになったからいいのか、やはりそれにしてもいろいろ考えれば理由はあるとは思いますが、私は端的に考えると結論的にあまりにも早い、自分たちが責任が乗かってこねばそれでいいのだという、私から見た場合そういう端的な考えに結局は達するのだなというしか取れない、今やっていることは、正直。もうちょっとさっき言ういろんな教育長という立場でお聞きはしたけれども、それはそれとして聞くけれども、簡単に言えば自分たちの責任が免れることを第一に考えていることなのです、私から言わせれば。そういうふうにししか思えません。

○議長【鈴木隆昭君】 この点ご意見として承ってよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございせんか。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットの101で、予算書だと16ページになります。商工費の中の観光費ですけども、インバウンドの部分がマイナスになっていて、これは当然今の状況だから仕方がないというか、当然外国の方というのは望めないのですけれども、今コロナがはっきりしない段階で、やはり外国の方というものの観光に関わるということは望めないと思うのですけれども、当然できない、だからということではないと思うのですけれども、ここの部分が考えられない分、観光にほかのもの、代替のものは、ではこれというふうな何か考えていることがあるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

今のご質問の内容のとおり、このインバウンドに関してはまず受入れが今年度は国内においても厳しいというものでございます。村で教育旅行の受入れという名前も入っておりますが、修学旅行等の民泊についてもやはり受入れ側がコロナ対応をしなければならないということで、今年度についてはストップしている状況もございます。これが観光の民泊事業、インバウンド、教育旅行事業の受入れについては今後について考えていかなければならない状況であるということは身にしみて感じております。観光事業については、現在やはり本業で宿泊業、また飲食業をやっている方々がコロナで厳しいというふうな状況下になっておりますので、まずはコロナ交付金において補助事業であったり頑張る旅行宿泊者への割引キャンペーン等をお世話しながら、状況を見てまいりたいなと思っております。なかなか次のステップが行きにくい、エージェント訪問も東京に行けないという切ないところがありますが、ウェブ配信での意見交換とか、そういったもので現在次のステップを検討している、話し合いをしながら検討しているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 やっぱりちょっとどこも同じだと思うのですけれども、先が見えないような感じで、だから改めて地域を見直すとか、もっといいところとか、沿岸で連携してとかと、逆境ですけれども、チャンスにもなるのかなという感じがあると思うので、村はもちろんですけれども、広域全体とかということで協力して、ぜひこの観光業が何とかコロナに負けないでやっていけるような感じの政策というのですか、方法を模索していただければなと思います。これは要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほどのコロナ問題なのですけれども、舌足らずな点があったのが、今実際羅賀荘では修学旅行を受け入れているわけです、現在。この前もバスが来ているし、そういう状況の中で田野畑村だけがかたくなにあれも駄目、これも駄目というのでは、当然都市部の学生たちというか、生徒が、しかも中学校ですか、羅賀荘に来ているわけです。そういうのは別にコロナとか関係ないという判断でしょうか。私は、むしろ今コロナの危険性というか、持ち込まれる可能性が結構大な部分もある、もちろんチェックはしているけれども、そういうことなのですよ、私が申し上げているのは。片やでは、ここだけかたくなに村だけであれしても、よそからもどんどん修学旅行とかそういう観光も、学生を中心に話をしているのですが、来ているわけです、現に。そういうものは別に来て悪いわけではないけれども、そういうものとの総合的に判断していかなければならないという意味なのです。田野畑だけがコロナの関係で全てとは言わないが、あらゆる事業を中止というのはどうかなと、そういう意味なのです。

○議長【鈴木隆昭君】 先ほどの質問の補足ということでよろしいですか。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 商工振興費についてお聞きしたいのですが、地産地消自動販売機機械設置業務委託とあるのですが、これはどのような内容ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

コロナ対策の交付金でいろいろ計画をしたものでございますが、このコロナの関係で非対面、人と隣り合わせにしないで購入できるというようなことで自動販売機の購入を検討しております。皆様多分飲料品の自販機をイメージかと思うのですが、コインロッカー式の自動販売機が現在コロナの状況で結構購入があるというふうな状況をお伺いしてまして、新しくできる道の駅等への設置を想定しておりますが、夜間でも買えたり、人がいなくても買えるというふうな対応を取ってまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 自動機械という関係なのですが、どれぐらいの大きさで、どれぐらいの収容があって、それを設置する予定なのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時21分）

再開（午後 2時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

現在、大きさは先ほど当課の課長のほうからご説明がありましたが、コインロッカー式を採用しまして、大きさにつきましては現在検討中です。また、この額に当たっては、参考までに通常の自動販売機ぐらいの大きさを検討しております。それらを2台ということで現在検討しております。

以上となります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それのあれで自動販売機にやれるものは限られたものだと思うのですが、どういふのですか、具体的には。何と何が自動販売機で販売できるような中身になっていふのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 ただいまのご質問にお答えします。

現在想定していふのは、海産物の乾物とか、一応冷蔵の類いも大丈夫なのですが、現在は乾物とか野菜の関係とかを検討しております。また、コロナ対策によるものと24時間販売できると

いうことで、非対面式、これからのお客さんとの関わり合い方、収益の取り方ということで、少しでも地域の魅力になればなということで考えております。

以上になります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 分かりましたが、要するに夜間で人がいなくても購入もできる、販売もできるということなのですが、あるいは冷凍食品もといえば、恐らく人件費は削減できると思うのですが、売れても売れなくても電源を入れていなければならない、かなり光熱費の負担は出てくるのではないかなと思うのですが、そんな心配したほどは出ないのかどうか、どういうこと。

○議長【鈴木隆昭君】 角館政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【角館 尚君】 それらも一応検討は、懸案事項ではございます。なので、その売り方、見せ方というのは最考慮しながら当業務は進めていこうとは考えております。なるべく今後このコロナの影響は一過性のものではないという考えで、次につながるチャンスということで検討しておりました。今のことも踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第19、議案第14号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの116ページを御覧ください。議案第14号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,614万円、直営診療施設勘定の歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,794万4,000円とするものです。

なお、内容については、事業勘定、直営診療施設勘定とも会計年度任用職員の人件費の補正が主なもので、かつ少額であるため、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 令和2年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第20、議案第15号 令和2年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの154ページを御覧ください。議案第15号 令和2年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ763万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,107万9,000円とするものです。

タブレットの164ページ、予算書の5ページを御覧ください。2の歳入ですが、主なものについてご説明いたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第一号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料ですが、特別徴収保険料として192万4,000円減額計上、また2節現年度分普通徴収保険料は、普通徴収保険料として70万円減額計上、また3節過年度分普通徴収保険料は、普通徴収保険料滞納繰越分として196万5,000円追加計上しております。

下のほうに参りまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節介護給付費交付金ですが、介護給付費交付金として106万1,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金ですが、前年

度繰越金として504万8,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。3の歳出ですが、主なものについてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料ですが、介護報酬改定に伴うシステム変更のため、電算処理委託料として132万円追加計上しております。

下のほうに参りまして、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金ですが、介護給付費準備基金積立金として433万9,000円追加計上しております。

次のページを御覧ください。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、22節償還金、利子及び割引料ですが、介護給付費負担金等返還金42万2,000円、地域支援事業交付金返還金133万4,000円、合わせて175万6,000円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第15号 令和2年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

(午後 2時30分)